

●香川県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年1月22日から同年2月12日まで一般の縦覧に供する。

平成20年1月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 まんのう善通寺線（200号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町吉野下字杉ノ上下所1106番6地先から	前	6.5~9.2	220	道路改修工事による現道拡幅
仲多度郡まんのう町四條字本村401番地先まで	後	10.5~13.8	220	

- 4 供用開始の期日 平成20年1月22日